



たじみ監督署 安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

平成24年12月末における労働災害発生状況は、全産業で268件で、前年の同じ時期と比べ27件の増加となっています。主な業種別では、製造業で113件(前年比22件の増加)、建設業で33件(前年比15件の増加)となっています。

事故の型別発生状況は、依然として作業床や通路等での「転倒」災害72件(全体に占める割合が27%)、台車や機械等による「はさまれ、巻き込まれ」災害が55件(全体に占める割合が21%)、脚立や足場等からの「墜落、転落」災害が52件(全体に占める割合が19%)となっています。

このような状況の中、今一度、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育・危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められています。

(参考)

全国の労働災害発生状況

	平成24年度	平成23年度(注3)	増減数	増減率
死傷災害(注1)	80,019人	75,612人	4,407人	5.8%増加
死亡災害(注2)	919人	845人	74人	8.8%増加

注1: 労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による平成24年11月末の速報値

注2: 死亡災害報告による平成24年11月末の速報値

注3: 平成23年の数値については、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く

業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

	平成24年	平成23年	対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参考) 平成22年
全産業	268	241 (2)	27	11.2%	100%	272 (6)
製造業	113	91 (1)	22	24.2%	42.2%	90 (2)
うちパルプ・紙等	11	3	8	266.7%	4.1%	7 (1)
うち窯業土石	32	30 (1)	2	6.7%	11.9%	35
うち機械金属	33	28	5	17.9%	12.3%	19 (1)
建設業	33	18 (1)	15	83.3%	12.3%	40 (3)
運輸業	29	30	-1	-3.3%	10.8%	21
卸・小売業	22	20	2	10.0%	8.2%	26
通信業	13	11	2	18.2%	4.9%	15 (1)
ゴルフ場	18	20	-2	-10.0%	6.7%	25
上記以外	40	51	-11	-21.6%	14.9%	55

本統計は、平成24年12月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上死傷災害

を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は小数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

(労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう)

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の3物質について、健康障害防止措置が義務づけられるようになりました

インジウム化合物
コバルト及びその無機化合物
エチルベンゼン

改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます

改正内容

インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物

安衛法による表示対象物、
特定化学物質の管理第2類物質・
特別管理物質になりました

有害性・用途

主な有害性	用途例
インジウム化合物 発がん性:リン化インジウムは国際がん研究機関(IARC)の区分2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)、インジウム・スズ酸化物はラットを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 吸入による肺の重篤な障害:ヒトの間質性肺炎等(死亡例あり)	薄型ディスプレイ等の透明電極材料、化合物半導体
コバルト及びその無機化合物 発がん性:コバルトと炭化タングステンとの合金はIARC区分2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)、その他金属コバルト及びコバルト化合物はIARC区分2B(ヒトに対する発がん性が疑われる) 皮膚感作性:アレルギー性接触皮膚炎 呼吸器感作性:気管支ぜんそく等 吸入による肺の重篤な障害:間質性肺炎、肺機能異常等	磁性材料、特殊鋼、超硬工具、触媒、陶磁器の顔料、リチウムイオン2次電池の電極

国際がん研究機関(IARC):国連の世界保健機関(WHO)の外部組織

規制対象の範囲

インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、これらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います)を製造し、または取り扱う作業全般が規制の対象になります(下記適用除外作業を除く)。

適用除外作業 (特化則第2条の2)

- コバルト及びその無機化合物を触媒として取り扱う作業
*コバルト及びその無機化合物の触媒そのものを製造する作業は適用除外となりません。
*[容器・包装への表示]については適用除外となりません。

以下のような、労働者の身体が当該物質の粉じん等にはく露されるおそれがない作業は、取り扱い作業に該当せず、対象となりません。

- ・インジウム化合物等を電極とする液晶パネルを用いて電機製品を組み立てる作業
- ・コバルトを含有する合金をプレス成型(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成型したものを単に組み立てる作業
- ・コバルトを含有する合金を素材とする工具を通常的使用方法により用いて、他の金属等の加工等を行う作業
- ・塩化コバルトを紙製のカードやシリカゲルに含浸させて乾燥させた製品を、湿度検知のために使用する作業

健康診断

特化則第39条から第42条、別表第3から第5

対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

*平成25年1月1日から義務化

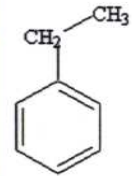
- 対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際およびその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- 健康診断の結果(個人票)を30年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を所轄労働基準監督署に提出
- 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる

エチルベンゼン

安衛法による表示対象物、
特定化学物質の第2類物質の一類型・
特別管理物質になりました

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
エチルベンゼン CAS No. 100-41-4		
発がん性:国際がん研究機関(IARC)の区分2B (ヒトに対する発がん性が疑われる) 生殖毒性:動物試験で胎児への影響が示されて いる その他:中枢神経系への影響、気道刺激性等	無色の液体 沸点136℃ 蒸気圧0.9kPa 工業用キシレンの混合物	スチレン単量体の中間 原料、有機合成、溶剤、 希釈剤



国際がん研究機関(IARC):国連の世界保健機関(WHO)の外部組織

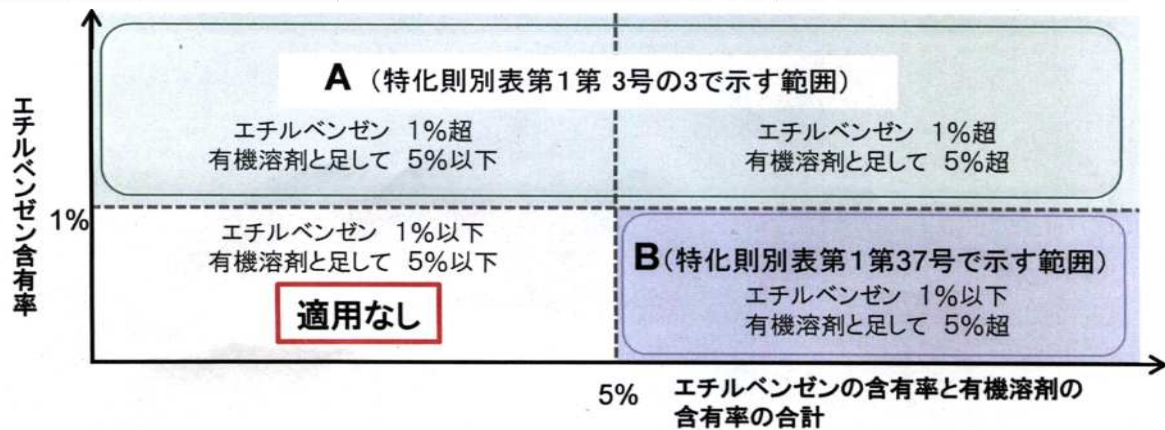
規制対象の範囲

特化則第2条の2

対象となる業務は、エチルベンゼン、エチルベンゼン含有物を用いて行う塗装業務（以下「エチルベンゼン塗装業務」という）で、**屋内作業場等において行うもの**（屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）。

*[容器・包装への表示]については塗装用に限らずすべての物が対象となります。

対象となるエチルベンゼン含有物は以下の図のAとBの部分



健康診断

特化則第39条から第42条、別表第3から第5

エチルベンゼン塗装業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

*平成25年1月1日から義務化

	A(エチルベンゼン1%超)		B (エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超)
	エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超	エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%以下	
エチルベンゼンの特殊健康診断	○(30年)	○(30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○(5年)	×	○(5年)
過去に従事させたことのある労働者のエチルベンゼン特殊健康診断	○(30年)	○(30年)	×
緊急診断	○	○	○

※()内は健康診断の結果の保存期間

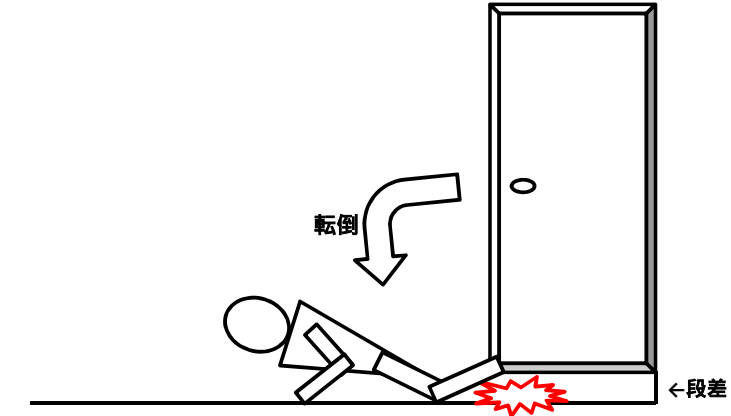
- エチルベンゼン塗装業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際およびその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- 健康診断の結果(個人票)を保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書および有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出
- 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時等は医師による診察または処置を受けさせる

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

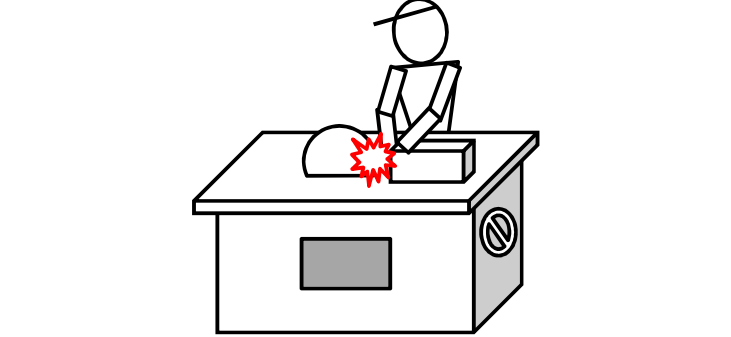
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

【災害事例】

事例(1)

発生概要		通路のドアで擦れ違いの時に転倒									
業種	教育機関	職種	教員	年齢	50代	性別	女	災害程度	休業1ヶ月	経験	29年
発生状況	校内の廊下から出入口(片開きドア)を通ろうとした時、2名の同僚がドア付近にいたので避けるようにドアを通ったため、段差でつまづき転倒したものを。			事故の型	転倒			起因物	通路		
	概略図										
発生原因	出入口付近で立ち止まって会話をしていたことにより、通行の妨げになったこと。 出入口に段差があったこと。										
再発防止策	出入口付近では、立ち止まったり、通行の妨げになるような障害物を置かない。 出入口の段差を解消する。			<p><ワンポイントアドバイス> 【屋内に設ける通路】 労働安全衛生規則第542条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一. 用途に応じた幅を有すること。 二. 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。 三. 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。 							

事例(2)

発生概要		丸のこ盤で木材加工中に指を切断									
業種	建具製造業	職種	建具工	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業2ヶ月	経験	51年
発生状況	丸のこ盤で木材加工中に、指が歯に触れてしまい、指先を切断したものを。			事故の型	切れ			起因物	傾斜盤		
	概略図										
発生原因	歯の接触予防装置を設けていなかったこと。										
再発防止策	丸のこ盤には、歯の接触予防装置を設けること。			<p><ワンポイントアドバイス> 【丸のこ盤の反ばつ予防装置】 労働安全衛生規則第122条 事業者は、木材加工用丸のこ盤(横切用丸のこ盤その他反ばつにより労働者に危険を及ぼすおそれのないものを除く。)には、割刃その他反ばつ予防装置を設けなければならない。</p> <p>【丸のこ盤の歯の接触予防装置】 労働安全衛生規則第123条 事業者は、木材加工用丸のこ盤(製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)には、歯の接触予防装置を設けなければならない。</p>							

1. 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。

2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。